

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月30日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第16号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例施行規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅行命令等変更の場合における旅費)</p> <p><u>第2条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときとする。</u></p> <p><u>2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第19条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。</u></p> <p><u>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（車賃のうち条例第12条第1項に規定する定額による額を除く。）については、条例第9条第1項、第10条、第11条及び第12条第1項並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもか</u></p>	<p>(旅行命令等変更の場合における旅費)</p> <p><u>第2条 条例第3条第5項の規則で定める額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。</u></p> <p>【新設】</p>

かわらぬお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費及び包括宿泊費については、当該各種目について条例第13条第1項及び第14条並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

(条例第3条に規定する規則で定める事情)

第3条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情とする。

(旅費額を喪失した場合における旅費)

第4条 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

【新設】

【新設】

【新設】

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗車券等の切符類で当該旅行について購入したものを(以下「切符類」という。))を含む。以下この条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類について

(旅行命令簿等の記載事項)

第5条 条例第4条第5項に規定する旅行命令簿等の記載事項は、所属名、氏名、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間とする。

(管内の範囲)

第6条 条例第2条第1項第3号の規則で定める地域は、次の表の左欄に掲げる府県の区域内について、それぞれ同表の右欄に定める郡市の区域内の地域とする。

表(略)

【削除】

【削除】

(車賃の定額)

第7条 条例第12条第1項に規定する規則で定める定額は、37円とする。

は、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

第4条 条例第4条第5項に規定する旅行命令簿等の記載事項及び様式は、別記様式による。

(管内の範囲)

第5条 条例第2条第1項第3号の規則で定める地域は、次の表の左欄に掲げる府県の区域内について、それぞれ同表の右欄に定める郡市の区域内の地域とする。

表(略)

(甲地方の範囲)

第6条 条例別表の備考の規則で定める地域は、東京都の特別区の存する地域並びに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号から第4号までに規定する地域手当の級地(次条において「特定級地」という。)とする。

第7条 条例別表の備考の規則で定めるものは、前条に規定する地域以外の地域で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市のうち、特定級地とする。

【新設】

(宿泊における宿泊費基準額等)

第8条 条例第13条第1項に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第13条第1項に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 広域連合長、副広域連合長（この号において広域連合長等という。）の秘書業務又は広域連合長等との調整業務を行うため、広域連合長等と同一又は近隣の宿泊施設に宿泊する公務上の必要が認められる場合
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員（これに準ずるものを含む。）と同一又は近隣の宿泊施設に宿泊する公務上の必要が認められる場合
- (3) 会議（これに準ずるものを含む。）において、国、他の地方公共団体その他会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難である場合
- (4) 引率業務のため引率対象者と同一又は近隣の宿泊施設に宿泊する公務上の必要が認められる場合
- (5) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合

(宿泊手当の定額等)

第9条 条例第15条に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 別表第2で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合

【新設】

【新設】

別表第2で定める定額の3分の1の額

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第2のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、職員の旅費に関して必要な事項は、別に定める。

別表第1（第8条関係）

区分	宿泊費基準額 (一夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の旅費に関して必要な事項は、別に定める。

【新設】

千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円

佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

別表第2 (第9条関係)

区分	宿泊手当 (一夜につき)
全ての地	2,400円

【削除】

【新設】

別記様式 (第4条関係) その1

(表)

旅 行 命 令 簿

所属名				職名			氏名				
発令年月日	旅行命令 権者印	所属長印	用務	用務先	旅行期間		旅行者印	備考			
					月	日	日間				
					月	日	日間				
					月	日	日間				
					月	日	日間				
					月	日	日間				

備考 この様式は、条例第3条第1項の規定に該当する旅行について使用する。ただし、事務処理上特に必要と認める場合については、任命権者は、広域連合長と協議して別に様式を定めることができる。

【削除】

(裏)

発令年月日	旅行命令 権者印	所属長印	用務	用務先	旅行期間		旅行者印	備考
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		
					月 日	日間		

その2

旅行依頼簿

発令年月日	旅行命令 権者印	任命権 者印	用務	目的地	旅行期間		所属名	職名	氏名	旅行者印	備考
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					
					月 日	日間					

備考 この様式は、条例第3条第4項の規定に該当する旅行について使用する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。